

多機能拠点（土取り場）土地利用基本計画策定業務プロポーザル実施要綱

（令和5年6月20日訓令第30号）

（趣旨）

第1条 本要綱は、多機能拠点（土取り場）を有効に活用することを目的に土地利用基本計画策定業務（以下「土地利用基本計画策定業務」という。）を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本要綱において、プロポーザルとは、楡葉町が土地利用基本計画策定業務に係る実施体制、実施方針及びその他の業務に関する事項についての提案（以下「提案」という。）を受け、その内容を評価し、業務に最も適した者を選定することをいう。

（参加資格）

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- （2）令和5・6年度楡葉町入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者とし、公告の日に、福島県内において工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の有資格業者に対する指名停止（昭和61年10月1日訓令1号）による指名の停止を受けていない者であること。この場合において、名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、受付期限までに受理を受けた者であること。
※入札参加資格申請については、本プロポーザルに参加意向のある事業者様のみ有効とする。
- （3）国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- （4）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- （7）楡葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9条）に該当しない者。

（提案の方法等）

第4条 提案を行う事業者（以下「事業者」という。）は、プロポーザルに参加するとき、実施要領の内容を踏まえて、企画提案書及びその他必要な書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を行った事業者は、同項の書類を基に提案を行うものとする。

(委員会の設置)

第5条 提案の内容を審査し、事業者を厳正かつ公平に選定するため、多機能拠点（土取り場）土地利用基本計画策定業務事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第6条 委員会は、別表に掲げる職で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、第9条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長1人を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、全委員の半数以上をもって成立とする。

2 会議の議長は、委員長とする。

(結果の報告)

第9条 委員会は、提案の内容に基づいて厳正かつ公平に業務に最も適した者を選定し、その結果を町長に報告する。

(受託事業者の決定)

第10条 町長は、前条に規定する選定の結果に基づき委託事業者を決定する。この場合において、町長は、当該決定の内容について書面により通知するものとする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、政策企画課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

別表(第6条関係)

総務課長
農林水産課長
政策企画課長
建設課長
産業創生課長